

食中毒の発生について

平成26年3月17日
京都府健康福祉部
生活衛生課 Tel:075-414-4759
京都府山城北保健所
衛生室 Tel:0774-21-2912

3月14日(金)、宇治市内の事業所から山城北保健所への連絡により食中毒疑い事例の発生を探知し、山城北保健所が直ちに調査した結果、飲食店が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、本日、山城北保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

1 探知の概要

3月14日(金)午後3時頃、宇治市内の事業所から山城北保健所に対し、「3月12日(水)に飲食店を利用した1グループ13名全員が体調不良になっている。」と連絡があった。

2 調査結果(本日午後5時現在)

- (1) 初発日時 3月13日(木)午後7時30分頃
- (2) 有症者 ・1グループ(13名)のうち、13名(男性7名:25~36歳、女性6名:25~40歳)
・上記のうち5名が医療機関を受診。入院者なく、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 嘔吐、下痢、腹痛
- (4) 病因物質 ノロウイルス
- (5) 原因食事 3月12日(水)に飲食店で夕食として提供された食事
〔主なメニュー 鮮魚のカルパッチョ、オードブル(しらすのタルト、筍のステーキ、菜の花のおひたし等)、白魚唐揚げ、レンコンの餃子、ピザ等〕

3 原因施設

- (1) 屋号 和洋旬菜 じゅんな (飲食店営業)
- (2) 所在地 宇治市宇治下居31-2
- (3) 営業者 あんどう まさる
安藤 勝

4 原因施設の特定期理由

- (1) 有症者の共通食事は、当該飲食店が提供した食事のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、感染症を疑う事例は認められなかった。
- (3) 有症者4名の検便からノロウイルスが検出された。
- (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

5 山城北保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分
(3月17日から3月19日までの3日間)

※なお、営業者は、3月15日の夕食から営業を自粛しております。